

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	東海カーボン株式会社		コード	5301
提出日	2022/2/28	異動(予定)日	2022/3/30	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし				
1	神林 伸光	社外取締役	○											△						有
2	浅田 眞弓	社外取締役	○														○			有
3	宮崎 俊郎	社外取締役	○														○	新任		有
4	小柏 薫	社外監査役	○														○			有
5	檜浦 幹和	社外監査役	○											△						有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	神林伸光氏は、2016年6月まで当社の取引先である川崎重工株式会社 の業務執行者として勤務しておりました。なお、同社との取引は、当 社の取引全体に占める割合において僅少なものです。	神林伸光氏は株式会社川崎造船代表取締役社長、川崎重工業株式会社常務取締役船舶 海洋カンパニープレジデント等を歴任し、2016年3月から当社社外取締役を務めて いただいております。グローバルに事業展開する製造業の経営者としての豊富な経験 と知見をもとに、客観的・専門的な視点から、当社経営への助言や業務執行に対する 適切な助言を行っており、経営陣から独立した立場で監督機能を果たしていただける ものと判断しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せ ず、当社が定める社外役員独立性基準も満たしております。これらを踏まえ、一般株 主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
2		浅田眞弓氏は、長年にわたり弁護士を務め、また医学博士として医療に関する知見も 持ち、これら弁護士、医学博士としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的・ 専門的な視点から、経営陣から独立した立場で監督機能を果たしていただけるものと 判断しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当 社が定める社外役員独立性基準も満たしております。これらを踏まえ、一般株主と利 益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しました。
3		宮崎俊郎氏は、三井海洋開発株式会社代表取締役社長、株式会社三井E&Sホール ディングス取締役等を歴任し、グローバルに事業展開する製造業の経営者としての豊 富な経験と幅広い見識を有していることから、業務執行を行う経営陣から独立した立 場で経営への助言および経営の監督機能を果たしていただけるものと判断しておりま す。また、同氏は東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社が定める社外 役員独立性基準も満たしております。これらを踏まえ、一般株主と利益相反が生じる 恐れがないと判断し、独立役員に指定しました。
4		小柏薫氏は、長年にわたり税理士を務め、また物流業における監査役及び社外取締役 監査等委員の豊富な経験を有しております。税理士としての職務を通じて培われた税 務・会計に関する専門的な知識や他社における監査役としての経験をもとに、監査を 行っていただけるものと判断しております。また、同氏は東京証券取引所が定める独 立性基準に抵触せず、当社が定める社外役員独立性基準も満たしております。これら を踏まえ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しま した。
5	檜浦幹和氏は、2019年3月まで当社の取引先である大日精化工業株式会 社に業務執行者として勤務しておりました。なお、同社との取引は、当 社の取引全体に占める割合において僅少なものです。	檜浦幹和氏は、大日精化工業株式会社において長年にわたり経理・財務部門に従事 し、職務を通じて培われた経理財務に関する専門的な知識を有していることから、会 社経営に関与したことはありませんが、上記経験に基づき、社外監査役として当社経 営に対して適切な助言ができるものと判断しております。また、同氏は東京証券取引 所が定める独立性基準に抵触せず、当社が定める社外役員独立性基準も満たしており ます。これらを踏まえ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役 員に指定しました。

4. 補足説明

当社は、社外役員の独立性に関して、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下のとおり独自の基準を定めており、以下のいずれの基準にも該当していないことを確認の上、判断しております。

【社外役員独立性基準】

- 1 当社グループ（当社及びその連結子会社）の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他の使用人）（過去に当社グループにおいて業務執行者であった者を含む）
- 2 当社の現在の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を有する株主）又はその業務執行者
- 3 （1）当社グループの主要な取引先（直近事業年度における当社との取引額が当社年間連結売上高の2%を超える者）又はその業務執行者
（2）当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社との取引額がその者の年間連結売上高の2%を超える者又はその業務執行者
- 4 当社グループの主要な借入先（直近の事業年度末の借入残高が当社連結総資産の2%を超える者）又はその業務執行者
- 5 コンサルタント、弁護士、公認会計士その他の専門的サービスを提供する者については、当社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間100万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者で、その者が所属する会計・法律事務所その他の団体が、当社グループを主要な取引先（当該団体の年間売上高の2%以上を基準とする）としていること
- 6 当社の会計監査人の代表社員または社員
- 7 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を有する法人の業務執行者
- 8 当社グループから多額の寄付・助成（年間100万円以上を基準とする）を受けている者又はその業務執行者
- 9 当社グループの役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人）又は使用人を、役員等に選任している法人の業務執行者
- 10 1.～9.に掲げる者の近親者（配偶者または2親等以内の親族）
- 11 過去3年間に於いて2.～9.に該当する者、もしくはその近親者
上記のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示する。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。